

長井市監査委員告示第4号

定例監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、下記のとおり定例監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

令和6年8月26日

長井市監査委員 梅 津 宏 明

長井市監査委員 勝 見 英一朗

記

- 1 監査の範囲 令和5年度（令和5年4月～令和6年3月）の一般会計にかかる財務事務及び関連事務の執行状況

- 2 監査の期日及び監査対象課

年 月 日	監 査 対 象 課
令和6年8月26日（月）	給食共同調理場 総務課

- 3 監査の結果

提出された関係書類、帳簿等を審査した結果、予算の執行等の財務に関する事務は、長井市財務規則等に基づいて概ね適正に執行されているものと認められたが、給食共同調理場については、補助金等交付要綱の制定について教育長の専決事務として取扱っているが、長井市事務決裁規程及び長井市教育委員会事務決裁規程の専決事務に該当せず、市長権限に係る補助執行の一部と考えられるため留意を求めた。